

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第15号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 14,850円

第8条第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 5,850円

第23条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

第23条第1号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

第23条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

第23条第2号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2, 925円

第23条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2, 970円

第23条第3号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1, 170円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度分以後の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。